

開発行為の一連性の判断について(届出書)

市街化区域においては、面積 500 m²以上の土地で行う開発行為については、原則、都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可（開発許可）が必要となります。

今回、あなたの土地利用計画については隣接残地を利用しない計画とのことですので、開発行為の一連性について今回届出された面積で判断しました。

ただし、今回利用する土地が、次に掲げる状態になる以前に隣接残地で建築行為等土地利用を行う場合（第三者が行う場合を含む）は、一連した開発行為と判断され、今回利用の土地を含めた区域で開発許可申請が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

【開発行為の一連性がないと判断する状態について】

先行する開発行為の目的とする全ての建築物の完了検査済証が交付された場合又は次に該当する場合は、この限りではありません。

- 1 先行する土地利用計画が道路位置指定に係る場合：道路位置指定の告示後 1 年間経過したとき
- 2 先行する開発行為が開発許可行為の場合：開発行為に関する工事完了公告がなされたとき

厚木市都市みらい部開発指導課

上記、開発行為の一連性については、隣接残地所有者等に周知しました。

令和 年 月 日
(相談者 ※1)

住 所
氏 名
連絡先 ()

建築確認申請者	住 所 氏 名
建築確認申請をする地名・地番	厚木市
土地利用区域面積	m ² (建築確認申請をする建築敷地の面積) m ²
申請建物の用途	
残地部分の地名・地番	厚木市
残地部分の面積	m ²
残地部分の土地利用方法	(具体的に記入)

※1 相談者とは、開発行為をしようとする者、建築主又は代理人とします。

添付図書：①位置図・現況図

②公図の写し（地権者及び公簿面積を記入してください。）

③全体土地利用計画図

④求 積 図 （申請地及び残地部分それぞれの地積が必要となります。）

⑤土地登記事項証明書の写し（土地所有者が明確にわかるもの。）

※①～④の添付図書については、申請地を赤色、残地部分を緑色に着色してください。